

株式交換にかかる事後開示書面

(会社法第 791 条第 1 項第 2 号、第 801 条第 3 項第 3 号及び会社法施行規則第 190 条に定める書面)

2023 年 3 月 2 日

ローツェ株式会社

株式会社イアス

2023年3月2日

簡易株式交換にかかる事後開示書類

(株式交換完全親会社)
広島県福山市神辺町道上 1588 番地の 2
ローツェ株式会社
代表取締役社長 藤代 祥之

(株式交換完全子会社)
東京都日野市日野本町丁目 2 番地の 1
株式会社イアス
代表取締役 川端 克彦

ローツェ株式会社（以下「ローツェ」という。）及び株式会社イアス（以下「イアス」という。）は、2023年1月6日付で締結した株式交換契約に基づき、2023年3月2日を効力発生日として、ローツェを株式交換完全親会社とし、イアスを株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」という。）を実施しました。

本株式交換に関して会社法第791条第1項第2号、同第801条第3項第3号及び会社法施行規則第190条により開示すべき事項は、下記のとおりです。本株式交換は、ローツェにおいては会社法第796条第2項に定める簡易株式交換に該当します。

記

1. 本株式交換が効力を生じた日

2023年3月2日

2. 株式交換完全子会社における法第784条の2、第785条、第787条及び第789条の規定による手続きの経過（会社法施行規則第190条第2号）

(1) 会社法第784条の2（本株式交換の差止請求）の規定による請求に係る手続きの経過
会社法第784条の2の規定に従って、差止請求を行った株主はおりませんでした。

(2) 会社法第785条（株式買取請求）の規定による手続きの経過

イアスは、会社法第785条第3項の規定に基づき、2023年1月24日付で、イアスの株主に対し、株式交換をする旨並びにローツェの商号及び住所に係る通知を行いました。所定の期間内に、同条第1項に従って、イアスに対して株式の買取請求を行っ

た株主はおりませんでした。

- (3) 会社法第 787 条（新株予約権買取請求）及び第 789 条（債権者異議）の規続きの経過
該当事項はございません。

3. 株式交換完全親会社における会社法第 796 条の 2、第 797 条及び第 799 条の規定による手続きの経過（会社法施行規則第 190 条第 3 号）

- (1) 会社法第 796 条の 2（本株式交換の差止請求）の規定による請求に係る手続きの経過
本株式交換は、会社法第 796 条第 2 項に規定する場合（簡易株式交換）に該当するため、該当事項はありません。

- (2) 会社法第 797 条（株式買取請求）の規定による手続きの経過

ローツェは、会社法第 797 条第 4 項の規定に基づき、2023 年 2 月 3 日付で、ローツェの株主に対し、株式交換をする旨並びにイアスの商号及び住所に係る公告を行いました。

なお、本株式交換は、会社法第 796 条第 2 項に規定する場合（簡易株式交換）に該当するため、該当事項はありません。

- (3) 会社法第 799 条（債権者異議）の手続きの経過

該当事項はございません。

4. 株式交換により株式交換完全親会社に移転した株式交換完全子会社の株式の数（会社法施行規則第 190 条第 4 号）

856 株

5. その他株式交換に関する重要な事項（会社法施行規則第 190 条第 5 号）

- (1) ローツェは、会社法第 796 条第 2 項の規定に基づき、簡易株式交換の手続きにより、同法第 795 条第 1 項に定める株主総会の承認を得ずに本件株式交換を行いました。なお、会社法第 796 条第 3 項の規定に基づき、本株式交換に反対する旨を通知したローツェの株主はおりませんでした。

また、イアスは、会社法第 783 条第 1 項の規定に基づき、2023 年 2 月 1 日開催の臨時株主総会によって、本株式交換の承認を得ております。

- (2) ローツェは、本株式交換が効力を生ずる時点の直前（2023 年 3 月 1 日付）のイアスの株主名簿に記載又は記録された株主（ローツェを除く。）に対し、その所有するイアスの株式 1 株に対してローツェの株式 396 株の割合をもってローツェの自己株式を割当交付し

ました。ローツェが割当交付した株式の総数は、338,976 株です。

(3)本株式交換に伴う、ローツェの資本金及び準備金の額の変動はございません。

以上